日本学生支援機構 給付奨学生採用候補者の推薦に関して (既卒者)

従来の貸与型奨学金(第一種・第二種)に加えて、今年度から給付型の奨学金ができました。下記の選考対象に当たる現在浪人中の31回生・32回生者で、本校からの推薦を希望する場合は、6月9日(金)までに学校に連絡してください。尚、推薦に関しては、校内で審議し、推薦者を決定します。

- 日本学生支援機構が示す「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針」(ガイドライン)より
- ○給付奨学生採用候補者の選考は、以下のいずれかに該当する者の中から行うこととする。
 - ①家計支持者が個人住民税(市町村民税)所得割を課されていないこと(奨学金申込年度の課税証明書に 記載の所得割額が0円であること)
 - ②生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
 - ③社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童保護法(昭和22年法律第164号)上の措置として以下 の施設等に入所等していること(生徒等が18歳時点で入所等していた(又はしていることが見込まれる) こと)
 - ・児童養護施設(児童福祉法第41条に規定する施設)
 - ・児童心理治療施設(同法第43条の2に規定する施設)
 - ・児童自立支援施設(同法第44条に規定する施設)
 - ・児童自立生活援助事業(自立支援ホーム)を行う者(同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者)
 - ・小規模住居型児童養護事業(ファミリーホーム)を行う者(同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者)
 - ・里親(同法第6条の4に規定する者)
 - ※社会的養護とは、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、 公的な責任として、社会的に行う養護のこと。社会的養護が必要な生徒とは、具体的には、児童保 護法上の措置として児童擁護施設に入所する者や里親の下で養育される者等を指す。